

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年5月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000197号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100003号

第1 結論

請求者のA社B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年9月26日から同年11月1日に訂正し、昭和39年9月及び同年10月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年9月26日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社C店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年3月27日から同年4月1日に訂正し、昭和45年3月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和45年3月27日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和45年3月27日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年9月26日から同年11月1日まで
② 昭和45年3月27日から同年4月1日まで

昭和36年から平成14年までA社(現在は、D社)に勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①は、昭和39年10月1日にA社のC店が新設されたことによりB店からC店に異動した時期であり、請求期間②は、昭和45年4月1日にC店からE出張所に異動した時期であるが、いずれも同社に継続して勤務していたので、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及び請求者と同時期に異動したとする複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し(B店からC店に異動)、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び回答が得られた全ての同僚は、A社C店が昭和39年10月1日に開設されたと述べているものの、このうち複数の同僚は、同社C店が新規に厚生年

金保険の適用事業所となった昭和 39 年 11 月 1 日までは、異動前の同社B店において継続して厚生年金保険に加入させておくべき取扱いであった旨の陳述をしていることから、昭和 39 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社B店における昭和 39 年 8 月の厚生年金保険の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 39 年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し（昭和 45 年 4 月 1 日にC店からE出張所に異動）、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA社C店における昭和 45 年 2 月の厚生年金保険の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 45 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000198 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 B 部署における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 7 月 18 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで
請求期間当時、A 事業所 B 部署管内の C 勤務地に D 職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。
請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所 B 部署から提出された請求者に係る人事発令通知書及び同部署の回答により、請求者は、昭和 59 年 7 月 29 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの期間について、同部署管内の C 勤務地に D 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和 63 年 7 月 4 日付け E 職名の「D 職の社会保険の取扱いについて (通知)」及び同日付け F 職名の「D 職の社会保険に関する事務手続について (通知)」において、G 機関が任命する D 職については、請求期間後の昭和 63 年 4 月 1 日から厚生年金保険を適用する取扱いを開始した旨の記述が確認できる。

また、A 事業所 B 部署は、請求者の D 職としての勤務期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について直接確認できる資料はないものの、上述の通知のとおり、昭和 63 年 4 月 1 日より前の請求者の D 職としての勤務期間については、厚生年金保険を適用させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったと考えられる旨回答している。

さらに、A 事業所 B 部署に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) 及びオンライン記録によると、昭和 62 年度以前の各年度 (4 月 1 日からの 1 年間) における厚生年金保険の被保険者資格取得者数は 3 人以下で推移しているのに対し、上述の通知により、D 職に厚生年金保険を適用する取扱いを開始したとされる昭和 63 年度の資格取得者数は 30 人に急増しており、その後の 5 年度においても、25 人以上の資格取得者数で推移していることが確認できる。

加えて、A 事業所 B 部署に係る被保険者原票により、請求期間を含む昭和 59 年度及びその前後の 3 年度 (昭和 56 年度から昭和 62 年度まで) の間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 15 人確認できることから、当該 15 人のうち、生存及び所在が確認できた 13 人に照会し、8 人から回答を得たものの、いずれも H 職として勤務していたと回答し、D 職であったとする者はいない上、いずれの者からも、昭和 63 年 3 月以前に、D 職について、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたこと及び給与から厚生年金保険料を控除してい

たことをうかがわせる回答は得られなかった。

その上、A事業所B部署に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。